

(別紙様式1)

### 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：岐阜県  
農業委員会名：笠松町農業委員会

#### I 農業委員会の状況(令和3年2月末日現在)

##### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	390
自給的農家数	219
販売農家数	171
主業農家数	7
準主業農家数	18
副業的農家数	146

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	180
女性	86
40代以下	9

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	3
基本構想水準到達者	1
認定新規就農者	0
農業参入法人	1
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	145	63				208
経営耕地面積	72	24	23	1	0	96
遊休農地面積	0.7	0.2				0.9
農地台帳面積	110	65				175

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	15	15
認定農業者	—	1
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	1
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年2月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	175ha	31.95ha	17.84%
課 題	・市街化区域と調整区域が半数ずつ(市街化 約81ha、調整区域 約94ha)あるが、農家の半数以上が都市近郊農業による自給的農家であるため、利用集積するのが困難である。また、面積が小さい農地、集積依頼が筆単位であることから作業効率が低いことから、引き受けしにくいことも実情である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 33 ha (うち新規集積面積 2 ha) 目標設定の考え方:昨年度目標とほぼ同じ面積を設定する。
活動計画	担い手への集積を促進するため、町HP・窓口相談等を活用し、利用権設定制度による集積制度を周知する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
課 題	・農業を主として活動する担い手となりえる青年候補者等の確保 ・現役を退いた方の直販所への販売を通じた新規就農者の促進		

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	1 経営体
活動計画	・農業関係団体の会議の際に、PRを実施し、経営体の掘り起こしを図る。

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年2月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	175ha	0.9ha	0.51%
課 題	農業従事者の高齢化、相続による非農家や町外在住所有者の増加といった担い手不足等により耕作者の減少が見られる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

活動計画	目標	遊休農地の解消面積 0.4ha 目標設定の考え方:遊休農地と判断された農地の7割が市街化調整区域内農地であり、利用権設定の活用など比較的集積しやすい環境にあるため		
		調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	15人	9月～10月	11月～12月
		調査方法	笠松町農業委員会「農地パトロール(利用状況調査)」実施要綱に基づいて実施する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～12月	1月～2月	
	その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年2月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	175ha	0.13ha
課 題	・農地法順守に対する農地所有者の意識向上を図る必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

活動計画	・今後新たな違反転用が発生しないように、農業委員による担当地域の農地パトロールを9～10月に実施し、早期発見を目指す。
	・農地パトロールで把握した違反転用と思われる事例を調査し、届出・許可申請が提出されていない事案については、所有者に対し農地への現況回復依頼や転用手続きの依頼を積極的に実施する。